

海津市市民プール指定管理者募集要項

1. 指定管理者制度の趣旨

海津市は、海津市市民プールの管理運営をより効果的・効率的に図るため、地方自治法及び海津市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の規定に基づき市民プールの管理業務を創意工夫し、運営を行う指定管理者を次のとおり公募します。

2. 公募の概要

(1) 施設名称

海津市市民プール

(2) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

(3) 募集方法及び選定方法

指定管理者の募集は、公募により行うこととし、公の施設の管理に係る指定管理者の指定を受けたい者（以下、「申請者」という。）から提出された申請書類の内容を審査して、公の施設の指定管理者制度に係る候補者（以下、「指定管理者の候補者」という。）を選定します。

(4) 選定

海津市公の施設指定管理者選定委員会（以下、「委員会」という。）において、選定基準に基づいて申請書類等の内容の審査を行い、指定管理者の候補者を選定します。

(5) 選定結果等の通知

選定結果は、申請書類を提出した全申請者に対して速やかに通知します。

(6) 協定の締結

委員会による指定管理者の候補者の選定後、公の施設の指定管理に係る細目の協議を行います。正式な協定については、議会の議決を経て、指定管理者の候補者が指定管理者として指定された後に締結します。

3. 管理・運営対象施設の概要

(1) 施設の概要

名 称		海津市市民プール	
所 在 地		海津市海津町萱野204番地1	
建	構 造	鉄筋コンクリート造（屋根鉄骨折板葺） 3階建	
	敷地面積	17,777.0㎡	
	建築面積	1,549.0㎡	
	延床面積	3,160.4㎡	
物 の 概	施 設	<p>屋内1階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務室 1 ・ 救護室 1 ・ 指導員控室 1 ・ 研修室 1 ・ 体操室 1 ・ トレーニング室 1 ・ ロッカー室 2 ・ シャワー室 2 ・ 更衣コーナー 2 ・ 自販機コーナー <p>屋内2階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 25mプール8コース 水深1～1.2m ・ 子ども用プール（2.5m半円・2.0m半円）水深0.6m ・ 幼児用プール（4m×6m）水深0.4m <p>※南面 アルミシェルター（L21m×H6m×D5.8m） —FRP製床暖房—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員室 1 ・ 採暖室 1 <p>屋内3階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見学室 1 <p>屋外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ウォータースライダー（L50m×H5.4m） ・ 子ども用プール（R4m×H0.7m） ・ 幼児用プール（R4m×H0.4m） 	
	設 備	照明設備 一式（1階、2階、3階） 空調設備 一式 衛生設備 一式 消防設備 一式 自動券売機 一式 給湯設備 一式	電気設備 一式 プール循環ろ過設備 一式 自動扉開閉装置 一式 放送設備、音響設備 一式 ボイラー設備 一式
要	付帯施設	駐車場 90台（隣接する海津市歴史民俗資料館と共用） 駐輪場 100台	

設置年月日	平成2年7月9日
施設の設置目的	スポーツを通じた新しい出会いや仲間作りといった多くの人々の交流を推進し、いつでも気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現と市民の体力向上及び健康の増進に寄与する。
事業の内容	1 施設全体の維持管理業務 (1) 市民プールの管理運営業務 (2) 各教室の運営 ①水泳教室（幼児、小学生、成人） ②水中運動教室 ③フィットネス教室 (3) トレーニング機器の管理
利用者数 (令和2年度)	年間利用者数 20,744人（プールとトレーニング室）
指定管理料 (令和2年度)	35,649千円

開館時間	<ul style="list-style-type: none"> 海津市立小中学校管理規則第4条第2項第3号に規定する夏季休業日の期間中 <p>午前10時から午後9時まで</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日～小中学校夏季休業日前日まで 9月1日～翌年3月31日まで <p>午後1時から午後9時まで</p>
	<p>※最終入場時間は午後8時30分 ※屋外プールの開設期間は海津市立小中学校管理規則第4条第2項第3号に規定する夏季休業日の期間中で午前10時から午後6時までとする。</p>
休館日	<ul style="list-style-type: none"> 月曜日（月曜日が祝日法による休日と重なった場合は、その翌日以後最初に到来する祝日法による休日でない日） ただし、海津市立小中学校管理規則第4条第2項第3号に規定する夏季休業日の期間中を除く。 12月29日から翌年1月3日まで

※ 祝日法による休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

4. 管理の基準

指定管理者は、次に定めるところにより、市民プールの管理業務を適切に行うものとする。

<基本方針>

指定管理者は、管理業務の遂行に当たり、利用者の安全の確保を最優先し市民が広く利用する「公の施設」としての市民プールの目的を十分に認識し、利用者にとって快適な環境づくり及び利用の促進を目指すとともに、最良の状態を維持するものとする。

また、市民プールの利用の促進を図るため、積極的に広報活動を行うとともに市民サービスの向上と設置目的に適合した魅力ある自主事業の企画及び実施に努めるものとする。

<基本的事項>

- ①指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、開館時間を延長、又は臨時に開館することができる。
- ②施設の利用は、公平かつ公正に行うものとする。海津市体育施設条例（平成17年海津市条例第87号）第5条に該当するときは、利用させてはならない。
- ③指定管理者は、海津市情報公開条例（平成17年海津市条例第10号）に基づき、管理業務に関して、保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ④指定管理者は、海津市個人情報保護条例（平成17年海津市条例第11号）に基づき、管理業務に関して個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤指定管理者は、自主事業を実施する場合は、あらかじめ事業計画書、収支予算書により、その内容を教育委員会と協議し、承認を受けなければならない。また、自主事業終了後に事業報告書、収支決算書を提出しなければならない。

<使用料>

- ①使用料は、海津市体育施設条例（平成17年海津市条例第87号）第7条に基づき利用者の負担とし、指定管理者が徴収・収受を行う。
- ②利用料金制度をとるため、使用料は指定管理者の収入となる。
- ③使用料（入場料）は別表1のとおり。

別表1「海津市民プール使用料（入場料）」

単位：円

区 分	入場料		備 考
一般・保護者 一人1回	市内	310	1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第4章に規定する小学校に就学前の者については、無料とする。ただし、保護者(18歳以上でその責任を負うことができる者をいう。)同伴の者に限る。 2 市内の年齢65歳以上の者で、高齢者又は身体障害者である旨の身分証明書を携帯するものは、小・中学生と同額とする。 3 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に定める身体障害者手帳の交付を受けた者及び療育手帳(昭和48年9月27日付厚生省発児第156号厚生事務次官通達)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、当該手帳を携帯するものは、小・中学生と同額とする。この場合において、その介護者1人についても同額とする。 4 この表において「市内」とは、市内に住所を有する者及び市内に在勤し、又は在学する者をいう。 5 コース貸切については、利用人数分の入場料を別途支払うものとする。
	市外	410	
一般・保護者 回数券11枚綴	市内	3,100	
	市外	4,100	
高校生 一人1回	市内	200	
	市外	310	
高校生 回数券11枚綴	市内	2,000	
	市外	3,100	
小・中学生 1人1回	市内	100	
	市外	200	
小・中学生 回数券11枚綴	市内	1,000	
	市外	2,000	
65歳以上 1人1回	市内	100	
	市外	410	
65歳以上 回数券11枚綴	市内	1,000	
	市外	4,100	
障害者 1人1回	市内	100	
	市外	100	
障害者 回数券11枚綴	市内	1,000	
	市外	1,000	
コース貸切	1,010 (1コース2時間まで)		

<管理業務の処理体制>

- ①指定管理者は、指定管理業務の総括責任者として、総括管理責任者1名を配置しなければならない。
- ②指定管理者は、市民プールの管理業務に従事させる職員(以下「職員」という。)を確保するほか、管理業務の処理を行うのに必要な運営管理責任者等の体制を整備しなければならない。
- ③指定管理者は、職員の名簿を市に提出しなければならない。職員に異動があった場合も、同様とする。
- ④指定管理者は、職員に対して、管理業務の遂行に必要な研修を実施しなければならない。特に、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、職員の指導に努め、適時訓練を行うものとする。
- ⑤指定管理者は、管理業務の処理に関して事故(人身事故、施設等の破損事故等

をいう。)が生じたときは、必要な措置を講じるとともに直ちに市に報告し、その対処方法について、市と協議しなければならない。

- ⑥管理業務の処理に関して生じた職員の災害については、指定管理者が責めを負い、理由の如何を問わず、市は何らの責めを負わない。
- ⑦指定管理者及びその職員は、管理業務の処理において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。指定期間が終了した後及び職員が退職した後も同様とする。

<その他>

- ①指定管理者が行う管理業務の内容の詳細については、別途仕様書によること。
- ②市は、市民プールの施設にあらかじめ備え付けられた備品（市が所有する備品に限る。）を指定管理者に無償で使用させるものとする。指定管理者が、その所有する備品を備え付けようとする場合には、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならない。
- ③指定管理者は、管理業務の処理に関し、別に会計を設け、経理を明確にしなければならない。
- ④指定管理者は、海津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年海津市条例第173号）第9条の規定に基づき、毎年度、事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。
- ⑤指定管理者は、経営状況を明らかにする書類を作成し、市の求めに応じ、これを提示しなければならない。
- ⑥指定管理者が行う管理業務の全部又は主要な部分の処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。ただし、設備点検、清掃、警備等の一部の業務については教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。
- ⑦指定管理者は、市内業者の育成及び市内活性化を図るため、市内業者の活用や地元住民の雇用等に努めること。特に、市と災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等については、組合及び当該協定に参加している業者を優先的に活用することを条件とする。
- ⑧施設の工事及び修繕に関する費用が、1箇所当たり50万円以上の場合は市が負担する。

5. 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる市民プールの施設維持管理及び運営管理業務を行うものとする。

ア 施設、設備及び器具の維持管理に関すること。

- イ プール・トレーニング室及び体育室の運営管理に関すること
- ウ 個人情報の保護に関すること
- エ その他 市及び教育委員会の事業等に対する協力に関すること。

6. 指定管理者の公募に関する事項

(1) 指定管理者の公募及び選定スケジュール

指定管理者の公募及び選定等のスケジュールは、以下を予定しています。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ア 募集要項等の配布 | 令和3年 8月23日～ 9月 2日 |
| イ 公募説明会の開催 | 令和3年 9月 6日 |
| ウ 質問書の受付 | 令和3年 9月 7日～ 9月15日 |
| エ 質問書の回答 | 令和3年 9月22日 |
| オ 申請書類の受付 | 令和3年 9月24日～10月 1日 |
| カ 指定管理者の候補者の選定 | 令和3年10月～11月（予定） |
| キ 指定管理者の議決及び指定 | 令和3年12月（予定） |
| ク 指定管理者との細目協議及び協定書締結 | 令和4年 3月 |

(2) 指定管理者の公募手続き

ア 募集要項等の配布

海津市ホームページに掲載します。

なお、申請をされる場合には、公募説明会に必ず出席してください。

イ 公募説明会の開催

募集要項等に関する公募説明会を次のとおり開催します。参加申込書（別紙様式1）に必要事項を記入の上、9月2日（木）午後5時までにFAXで申し込んでください。

説明会終了後、施設を見学していただきます。

開催日時：令和3年9月6日（月）午後1時～3時まで

開催場所：海津市民プール 1階 研修室

参加人数：各申請者2名以内とします。

申 込 先：海津市教育委員会スポーツ課

FAX：0584-53-1608

ウ 募集要項等に関する質問書の受付

募集要項及び仕様書の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和3年9月7日（火）～9月15日（水）午後5時まで

受付方法：質問書（別紙様式2）に質問事項を記入の上、電子メール又はFAXで送付してください。（口頭、電話等による質問は受け付けません。）

送 信 先：海津市教育委員会スポーツ課

電子メール：supotsu@city.kaizu.lg.jp

FAX： 0584-53-1608

エ 質問の回答

質問に対する回答は、質問書を提出した申請者及び他の申請者へ、随時、電子メール又はFAXで回答を送付します。

回答期限：令和3年9月22日（水）

オ 申請書類の受付

申請書類は、次の受付期間内に提出してください。

受付期間：令和3年9月24日（金）～10月1日（金）

受付時間：午前9時から午後5時まで

受付方法：海津市教育委員会スポーツ課まで直接持参してください。

カ 指定管理者の候補者の選定

申請書等による資格審査後、申請者によるプレゼンテーションを実施します。委員会は申請者の提出した申請書等の内容審査とプレゼンテーションの評価により指定管理者の候補者を選定します。

なお、申請者によるプレゼンテーションの実施日については、追って日時、場所等を連絡するものとします。

キ 指定管理者の議決及び指定

令和3年12月に開催予定の議会で議決後に、指定管理者の候補者を指定管理者として指定します。

ク 指定管理者との細目協議及び協定書締結

議決された指定管理者と、指定管理に係る細目協議を行い、協定事項が整った段階で協定を締結する予定です。（令和4年3月予定）

7. 申請に関する事項

(1) 申請者

ア 申請者の資格

法人その他の団体（以下「団体」という）（個人での応募は不可）

イ 申請者の制限

次に該当する団体であることを要します。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること

(イ) 当該公の施設の指定管理者の候補者の募集開始日現在、岐阜県または岐阜県の隣接県において指定管理施設を有する者であること

(ウ) 岐阜県および海津市から指名停止措置を受けていないこと

- (工) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続き又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること
- (オ) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと
- (キ) 海津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年海津市規則第166号）第4条に該当しないこと
- (ク) 警備業の認定を受けていること
- (ケ) その他教育委員会が必要と認める事項

(2) 申請書類

申請時には、以下の申請書類を提出してください。

- ア 海津市公の施設指定管理者指定申請書（様式第1号）
11部（原本1部、コピー10部）
- イ 事業に関する書類 11部（原本1部、コピー10部）
 - (ア) 事業計画書（様式第2号）
※指定期間の年度毎に作成してください。
 - (イ) 収支計画書（様式第3号）
※指定期間の年度毎に作成してください。
- ウ 申請者に関する書類 11部（原本1部、コピー10部）
 - (ア) 定款又は寄付行為の写し（法人以外の団体にあってはこれに類するもの）
 - (イ) 法人にあっては
 - a) 当該法人の登記事項証明書
 - b) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び過去3か年の事業報告書
 - c) 過去3か年分の貸借対照表及び損益計算書（販売費及び一般管理費も添付）
 - d) 納税証明書（国税及び地方税に未納がないことの証明書）
 - e) 申請者に関する確認書（別紙様式3）
 - f) 過去3か年分の人員表
各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パート、アルバイト）なお、非常勤従業員数は8時間で1人と換算してください
 - (ウ) その他の団体にあっては
 - a) 代表者の住民票の写し
 - b) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び過去3か年の事業報告書

- c) 過去3か年分の収支決算書またはこれらに相当する書類
- d) 前事業年度の財産目録またはこれらに相当する書類
- d) 代表者の納税証明書（国税及び地方税に未納がないことの証明書）
- e) 役員名簿
- f) 申請者に関する確認書（別紙様式3）
- g) 人員表

各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤職員数（パート、アルバイト）。

なお、非常勤従業員数は8時間で一人と換算してください。

エ その他選定にあたり参考となる書類

- (ア) ISO関係の認証を取得しているものは登録書の写し
- (イ) その他教育委員会が必要と認める書類
- (ウ) 警備業の認定証の写し

※ 申請者において、様式第2号および様式第3号の要件を満たす書類を作成した場合は、これをもって当該様式に代えることができる。

※ 証明書類は、証明年月日が申請書類の提出日から3か月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用すること。

※ なお、教育委員会が必要とする場合は、追加書類の提出を求められることがある。

(3) 留意事項

ア 募集要項の承諾

申請者は、申請書類の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 申請者の失格

申請者が次の事項に該当した場合には失格とします。

- (ア) 募集要項に定める手続きを遵守しない場合
- (イ) 申請書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの、記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (ウ) 申請書類に虚偽の記載をした場合
- (エ) 公募説明会に参加していない場合
(共同体の場合は、代表者が公募説明会に参加していない場合)
- (オ) その他、委員会における協議の結果、審査を行うにあたって不適当と認められるもの

ウ 接触の禁止

委員会委員、市職員及び関係者に対して、指定管理者の募集等に係る接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

エ 重複提案の禁止

申請者一団体につき、申請は1件とします。複数の申請はできません。

オ 申請書類の内容変更・書類追加の禁止

申請書類の受付は、担当課において申請書類等を十分確認の上、受付することになります。従って、申請書類の受け付け後は、双方の協議により必要と認められたもの以外、原則として、内容変更または書類追加は認めません。

カ 申請書類の取り扱い

(ア) 申請書類は、理由のいかんを問わず、一切返却しません

(イ) 申請書類は、必要に応じて複写します

(ウ) 申請書類は、情報公開の請求により公開対象とします（海津市情報公開条例平成17年海津市条例第10号による）

キ 申請の辞退

申請書類の受付後に辞退する際には、辞退届(別紙様式4)を提出してください。

ク 費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。

8. 管理業務の処理に必要な経費等

(1) 管理業務に要する経費

指定管理者は、市民プールの管理業務の処理に必要な経費を、市が支払う指定管理料及び自主事業の収入等によって賄うものとします。

(2) 指定管理料

指定管理料は、指定管理者が提出する収支計画書を基本とし、次表に掲げる額の範囲内とします。

<指定管理料> (年額)

40,000,000円以下 (消費税及び地方消費税含む)

(3) 指定管理料及び支払い

指定管理料及び支払いの方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支予算書に基づき、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定において定めるものとします。

(4) 事業所税

事業所税等の課税対象となる場合は指定管理者において対応するものとします。

(5) その他

天災その他特別の事由が生じたときは、指定管理者又は市が指定管理料の変更を申し出ることができるものとし、変更の額等については双方協議して定めるものとします。

9. 選定に関する事項

(1) 選定方法

応募のあった団体等のうちから、指定管理者の候補者を選定します。

なお、選定にあたっては、委員会の審査結果を受けて、指定管理者の候補者を選定します。

(2) 審査

ア 申請書類の確認（資格審査）

申請者から申請書類の提出時に、担当課において申請書類の内容等を確認の上、受け付けします。

イ 審査方法

委員会において、申請者の提出した申請書類の内容審査とプレゼンテーションの評価を実施し、速やかに、指定管理者の候補者を選定します。

ウ 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全申請者に郵送で通知するとともに、海津市ホームページに選定結果を速やかに掲載し公表します。

(3) 選定基準及び評価項目

指定管理者の候補者の選定における選定基準はおおむね以下のとおりです。

ア 利用者の平等な利用が確保されること

(ア) 施設設置の目的が達成できること、及び利用者の平等な利用の確保、サービスの向上が図られること。

イ 事業計画書の内容に即し、条例に定める業務を安定的に実施する能力があること

(ア) 事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の節減が図られること。

(イ) 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有すること。

ウ その他の事項

(ア) 市民の声が反映される管理が行われること。

(4) 選定委員会の役割

委員会は、指定管理者の候補者の選定のため、申請者から提出された申請書類ならびに申請者によるプレゼンテーションについて、条例等で定める選定基準と照らし合わせて総合的に審査し、最も適当と認める指定管理者の候補者の選定を行います。

10. 協定に関する考え方

(1) 基本的な考え方

委員会の選定結果により決定した指定管理者の候補者と、協定書の細目に関する協

議を実施します。

議会による「指定」の議決後に、指定管理者の候補者を指定管理者として指定するとともに、協定を締結する予定です。なお、協定書の発効は、令和4年4月1日を予定しています。

(2) 協定の内容

ア 基本協定（予定）

(ア) 総則

(イ) 管理業務の範囲と実施条件及び実施条件の変更に関する事

(ウ) 管理業務の実施に関する事

(エ) 財産管理及び備品等の取扱いに関する事

(オ) 業務実施に係る遵守事項

(カ) 指定管理料及び利用料金に関する事

(キ) 損害賠償に関する事

(ク) 保険に関する事

(ケ) 不可抗力発生時時の対応等に関する事

(コ) 指定期間終了時の対応に関する事

(サ) 指定の取り消しに関する事

(シ) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事

(ス) その他教育委員会が必要と認める事

イ 年度協定（予定）

(ア) 令和4年度の管理業務の内容

(イ) 令和4年度の指定管理料及び支払い

(ウ) 疑義等の決定に関する事

11. 実施調査（モニタリング）及び事業報告に関する事項

教育委員会では、指定期間中、定期的の実績報告書（月報）の提出を求めます。

また、会計年度終了後、指定管理者から管理業務に関する事業報告書及び収支決算書の提出を求めるとともに、実施調査（モニタリング）を行います。

(1) 実績報告書（月報）の提出

ア 指定管理者は、当該月に係る管理業務に関する実績報告書（月報）を作成し、提出してください。

イ 施設の利用状況、利用者からの意見、要望等とその結果（アンケート等の実施など）及び対応策について月毎にまとめてください。

(2) 実施調査（モニタリング）

教育委員会は、必要に応じて、管理運営の状況、指定管理者の労務管理、施設、備

品、各種帳簿等に関して調査を行います。

また、サービスが適切・確実に提供されているか、安定的継続的にサービス提供が可能であるか、モニタリングを行います。なお、実施時期や項目については、別途定めるものとします。

(3) 事業報告書の提出

指定管理者は、会計年度終了後、1か月以内に管理業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、提出してください。

(4) 業務の内容が低下した場合の措置

教育委員会は、実施調査（モニタリング）、及び事業報告書等の内容を確認した結果、指定管理者が実施する管理業務が協定書、仕様書等に規定している内容を満たしていないと判断された場合は、是正勧告を行い、それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがあります。

12. 関係法令等の遵守

業務を遂行する上で、関連する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合には、改正された内容とします。

(1) 主な関係法令

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）

イ 海津市体育施設条例（平成17年海津市条例第87号）

ウ 海津市体育施設条例施行規則（平成17年海津市教育委員会規則第31号）

エ 海津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年海津市条例第173号）

オ 海津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年海津市規則第166号）

カ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

キ 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）

ク 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）

ケ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

コ 国土交通省及び文部科学省「プールの安全標準指針」（平成19年3月）

サ 厚生労働省「遊泳用プールの衛生基準について」（平成19年5月）

シ その他市民プールの管理運営に関し必要な法令等

(2) 個人情報の保護

市では、個人情報保護のため、個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項及び保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を条例（海津市個人情報保護条例（平成17年海津市条例第11号））で定めることにより、個人の基本的権利の擁護を図り、公正で民主的な市政の推進を図っています。本条例第11条に個人情報を扱う事務の委託を受けた者の個人情報保護に関する義務が規定されており、指定管理者制度においても同条の規定が適用されます。同条例第5章の罰則の規定の適用があることにも留意してください。

（3）守秘義務の順守

指定管理者が行う施設の管理に係る業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

（4）情報の公開

指定管理者は、海津市情報公開条例（平成17年海津市条例第10号）第3条の規定を遵守し、市民プールの管理に関して保有する情報の積極的な公開に努めてください。

1.3. 事務引継業務

指定管理者による管理業務の開始までの期間に引継業務として、概ね以下の業務を行っていただきます。詳細については、指定管理者に提示します。なお、引継業務期間の費用については、指定管理者の負担とします。

（1）管理受託者からの業務引継ぎ業務

（2）事業実施計画書等作成業務

- ・指定管理期間内で実施する事業の具体的な実施計画を、教育委員会と協議の上、作成してください。（実施計画は、年度ごとに見直しを行い事業計画書及び収支予算書を提出していただきます。）
- ・各種マニュアルを提出してください。（施設点検マニュアル、危機管理マニュアルなど平成19年3月に国土交通省・文部科学省から出されているプールの安全標準指針に基づき作成を行うこと）

（3）必要書類等作成、各種印刷物等作成業務

- ・必要書類等とは、施設利用許可申請書・許可書など、施設管理にあたり必要となる書類をいいます。
- ・各種印刷物等とは、市民向けの広報、施設利用案内パンフレットなど、施設の管理運営を開始するにあたり必要となる印刷物をいいます。

（4）広報宣伝業務

- ・指定管理者が実施する事業等のPRに関すること。

- (5) 教育委員会との連携・調整業務
- (6) その他指定管理の開始までに必要な業務

14. その他

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、教育委員会は指定の取消しをすることができることとします。その場合、教育委員会に生じた損害は、指定管理者が賠償することとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、海津市市民プールの業務を遂行できるよう、引継ぎを行うようにしてください。

イ 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、教育委員会及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、業務継続の可否について協議することとします。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ事前に書面で通知することにより、協定を解除することができるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、海津市市民プールの業務を遂行できるよう、引継ぎを行うようにしてください。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

教育委員会と指定管理者は、誠意をもって協議することとします。

(3) 租税公課

指定管理者は、会社等の法人にかかる市民税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる可能性がありますので、関係機関にお問い合わせください。

(4) 損害賠償責任について

指定管理者の責に帰すべき事由により、海津市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償することとします。

施設内での事故に関する賠償責任については、必要に応じて指定管理者が賠償責任保険等に加入してください。

(5) 市と指定管理者とのリスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、原則として、別表2の左欄に掲げる区分について同表の右欄に○印のついた者が負うものとします。なお、詳細については、市と指定管理者が締結する協定で定めることとします。

別表2「リスク分担表」

区 分		リスク負担者	
		市	指定管理
施設の 法的管理	施設の利用許可及びその取消し		○
	施設の目的外利用許可及びその取消し	○	
施設の維持管理			○
施設の修繕	1箇所当たり50万円以上	○	
	1箇所当たり50万円未満		○
利用者及び周辺住民からの苦情、要望等に対する対応			○
物価の変動			○
金利の変動			○
消費税の変動		協議事項	
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令の変更	協議事項	
	指定管理者に影響を及ぼす法令の変更		○
支払の遅延	市からの経費の支払い遅延（指定管理者の責めに帰すべきものを除く）に起因するもの。	○	
	上記以外のもの		○
政治・行政上の理由による事業変更等に伴う増加経費の負担		○	
施設の損傷等	指定管理者の責めに帰すべきもの		○
	災害によるもの	○	
	上記以外のもの	協議事項	
利用者等への 損害賠償	指定管理者の責めに帰すべきもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
不可抗力	不可抗力によって発生した負担	協議事項	

備考

- ①協議事項については、事案の原因ごとに判断する。ただし、第一次責任は、指定管理者が有するものとする。
- ②不可抗力：天災（地震、津波、洪水等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令改正及びその他市及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由

【問い合わせ先・書類等提出先】

海津市教育委員会スポーツ課 担当：近藤

電話：0584-53-1552

FAX：0584-53-1608

E-mail：supotsu@city.kaizu.lg.jp